

重要事項説明書

保育の提供開始にあたり、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）第 5 条に基づいて、当施設があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

第 1 事業者

事業者名称	社会福祉法人まこと鳴滝会
主たる事務所の所在地	和歌山県和歌山市園部 381 番地 28
法人等種別	社会福祉法人
代表者氏名	富森 義登
電話番号	073-455-6469

第 2 ご利用施設

施設の種別	保育所
施設の名称	まことみずほ保育園
施設の所在地	名古屋市瑞穂区前田町一丁目 1 番地 9
施設長氏名	長谷川 里美
連絡先	電話 052-853-3009 FAX 052-853-3014

第 3 施設の目的・運営方針

まことみずほ保育園（以下、「当園」という。）は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）及びなごや子どもの権利条例（平成 20 年名古屋市条例第 24 号）の理念にのっとり、保育を必要とする乳児及び幼児の保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする。

(1) 子どもの発見と発達支援

乳幼児期は、身体機能・運動機能・情緒・認知力などが目覚ましいスピードで発達を遂げ、人間形成の上できわめて重要な時期である。一人ひとりの子どものみずから生きる力と特性をしっかりと見極め、それぞれの子どもの発達段階に応じて最も適切な支援をおこなう。

(2) 保育の基本姿勢

子どもが健やかに育つために最も重要な環境要件である保育者は、保育に関する知識・技術を磨くとともに、豊かな感性のもと、一人ひとりの子どもの心に聞きながら、子どもが育つため最もよい環境の一員として機能する。

第4 施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	1106.14 m ²
	屋外遊戯場	273.10 m ²
園舎	構造	鉄骨造
	延べ面積	797.34 m ²

(2) 主な設備

設備	居室数	備考
乳児室	1室	
ほふく室	1室	
保育室	4室	ふたば組（2歳児クラス）、あおば組（3歳児クラス）、わかぎ組（4歳児クラス）、みのり組（5歳児クラス）
遊戯室	1室	
調理室	1室	

第5 利用定員

認定区分		利用定員
2号認定子ども		54人
3号認定子ども	満1歳以上	28人
	満1歳未満	8人

第6 職員の配置状況

当園では、「名古屋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年名古屋市条例第100号）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、下記の職種の職員を配置しています。

職 種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1	1	0	
主任保育士	1	1	0	
保育士	16	8	8	
医師（嘱託医）	2	0	2	
事務職員	0	0	0	
調理員	5	1	4	

※ その他、必要に応じて職員を配置しております。

第 7 職員の勤務体制

職 種	勤 務 体 制	備 考
園長	8：00 ～ 17：00	
主任保育士	7：30 ～ 18：30	シフトによる
保育士	早番 7：30 ～ 16：30 日勤 8：00 ～ 17：00 遅番 9：30 ～ 18：30 *ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。	
調理員	8：00 ～ 17：00	

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

第 8 保育を提供する日、時間

開 所 曜 日	2・3号	月曜日から土曜日	
開 所 時 間 (延長保育)	2・3号	平日	7:30～18:30 (～19:30)
		土曜日	7:30～18:30 (～19:30)
		日曜日・祝日	休園日
		コア時間	8:00～16:00

※ 12月29日から1月3日は休園日となります。

※ 表中の号数は、子ども・子育て支援法第20条に規定される教育・保育給付認定の各区分を表しています。

※ 仕事が休み等でご家族(大人)が在宅されている日は、コア時間の保育となります。

※ 土曜日の保育時間帯は、就労状況に基づき保育時間を設定します。

第9 提供する保育の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に基づき、園児の心身の状況等に応じて、次に掲げる保育の提供等を適切に行います。

(1) 当園の保育の理念

豊かな広い心の人間性を培い、人格形成を養うことをモットーとし、大切な資質向上の人格的環境を高め、行き届いた物的環境を基本として、社会へ貢献できる大人への第一歩を造り、本質的な幼児教育を目指す。

(2) 当園の保育の目標

心身共に健やかな育成を図り、社会人としての基礎を作る。情操教育を高め、個性豊かで未来へ向かっての前進力を養い、無限の可能性を大きく伸ばす保育を目指す。

(3) 当園の保育の内容に関する全体計画

- ・年齢別保育を基本とし、年齢ごとに年間・月間・週間計画を作成する。
- ・0・1・2歳児については個別計画も作成する。

(4) 当園の特色のある保育

- ・体操
- ・英会話
- ・リトミック

(5) デイリープログラム（一日の流れ）

平 日		土 曜 日	
時間	活 動	時間	活 動
8:30	登園 登園時健康チェック【検温、視診等】		平日保育に準ずる
9:30	おやつ（0・1・2歳児）		
10:00	通常保育【クラス保育】		
11:00	給食（※1）		
12:00	午睡（※2）		
15:00	おやつ		
15:30以降	保育【自由遊び、異年齢合同保育】 （以後降園まで各自に合わせた保育提供）		

※1 離乳食、食物アレルギー対応食を提供し、宗教食の配慮もします。

※2 0・1・2歳児：通年、3歳児：10月頃まで、4・5歳児：夏季期間のみ午睡します。

(6) 年間行事計画

月	行 事
4月	・入園式（○新入園児のみ） ・進級式（在園児のみ）
5月	・遠足（3・4・5歳児） ・内科検診
6月	・歯科検診 ・保育参観（○3・4・5歳児）
7月	・プール開き ・おたのしみ保育（5歳児） ・個別懇談会（○希望者のみ）
8月	・夏まつり
9月	・プール納め
10月	・運動会（○） ・遠足（3・4・5歳児）
11月	・内科検診
12月	・おゆうぎ会（○） ・クリスマス会
1月	・個別懇談会（○）
2月	・豆まき ・保育まつり（5歳児）
3月	・お別れ会 ・卒園式（○卒園児のみ）

※ 誕生会・身体測定・防災訓練・防犯訓練は毎月実施します。

※（○）印がある行事は保護者参加をお願いする行事です。

(7) 給食の提供

- ・給食並びにおやつは名古屋市で作成された献立をもとに幅広いメニューを手作りで提供しております。発育に応じた十分な栄養を補い、好き嫌いなく食べられるよう楽しい食事時間となるよう努めております。
- ・延長時間(午後6時30分過ぎ)に園で用意した補食を出します。

(8) その他の事業の実施状況

- ・産休あけ保育
働く保護者が出産後も継続して勤務できるように、産休あけ（生後57日目）からの保育を実施しています。
- ・障害児保育
心身に障害を有し、かつ集団保育が可能な子どもを受け入れ、健常児とともに保育することにより、障害児の成長・発達の促進を図り、障害児に対する理解を深めます。
- ・延長保育
保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴う保育時間の延長に対する保育需要に対応するため、保育時間の延長を行います。

第 10 利用料金

(1) 保育にかかる利用者負担額（利用料）

名古屋市が定める利用料をお支払いいただきます。

(2) 延長保育にかかる費用

延長保育を利用された場合は、名古屋市が定める上限額の範囲で、運営規程で定めた利用料をお支払いいただきます。

区 分	項 目	負 担 額
延長保育利用料	A階層、B階層	日額 0円
	C階層（C1～C3）	日額 100円
	D階層（C4以上）	日額 200円
夕刻おやつ代		1回 50円 月額上限 1000円

(3) 教育・保育において提供される便宜に要する費用及び特定負担額

・便宜に要する費用

当園では、第9に掲げる保育を提供するにあたり、必要となる物品の購入や行事への参加等に係る実費をお支払いいただきます。

区 分	項 目	負 担 額
便宜に要する費用	給食費（3歳以上児）※1 内訳（主食費＋副食費）	月額 5500円 （1000円＋4500円）
	月刊絵本代（全園児）	月額 420円 ～550円

※1 年収 360 万円未満相当世帯及び就学前児童から数えて第 3 子以降のお子さんについては、副食費は免除されます。副食費の免除対象者については、区役所民生子ども課からお知らせがあります。なお、主食費については、免除はありません。

※ その他、用品費等が必要になります。（入園説明会等で別途説明します）

※ 園外保育（遠足）等、上記以外に費用が発生することがあります。その際には、事前にお知らせいたします。

第 11 利用の終了に関する事項

園児が、次に該当する場合は、保育の提供を終了するものとします。

- (1) 園児が小学校へ就学したとき
- (2) 園児の保護者が、「子ども・子育て支援法」に基づく教育・保育給付認定を受けられなくなったとき
- (3) その他、当園の利用を継続することが困難な事由があるとき

第 12 緊急時等の対応方法

(1) 医療機関

園児に体調の急変等の緊急事態が発生した場合は、速やかに保護者の緊急連絡先等又は嘱託医・嘱託歯科医への連絡を行います。

医療機関の名称	すずきクリニック
医師名	鈴木 生子
所在地	名古屋市瑞穂区神前町 2 丁目 36 番地 2
電話番号	052-841-2428

医療機関の名称	近藤歯科医院
医師名	近藤 大夢
所在地	名古屋市瑞穂区柳ヶ枝町 1-14
電話番号	052-882-3919

(2) 災害共済給付制度への加入

当保育園の管理下において災害（負傷・疾病・障害等）が発生し、医療機関を受診した際（ただし診療報酬点数が 500 点以上の場合）、医療費の一部が給付される災害共済制度があります。保育園に入園されるすべてのお子様が加入の対象となります。

第 13 非常災害対策

暴風警報発令時	保育時間中に発令された場合	保育を中止します。 登園後の場合、速やかにお迎えをお願いします。 登園前の場合は、登園を見合わせて下さい。	
	保育時間外に発令された場合	登園を見合わせて下さい。 午前6時現在発令されており、継続が予想される場合は、園児の危険を予防し、不測の事態を未然に避けるため、登園を見合わせて下さい。	
	保育時間中に解除された場合	保育を開始します。 保育園内の安全確認や職員の参集時間等を勘案し、保育開始時間等を決定して、一斉メールでお知らせします。 (時間前に登園頂いても保育は実施出来ません)	
大雨・洪水警報発令時	原則として保育を実施します。但し、気象状況によって暴風警報発令時と同様の対応を取ることがあります。		
警戒レベル3 高齢者等避難発令時	保育時間中に発令された場合	解除されるまで休園とします。 登園後の場合、直ちにお迎えに来て下さい。 必要に応じ、園児と共に避難所に避難します。	
警戒レベル4 避難指示発令時	保育時間外に発令された場合	解除されるまで休園とします。	
特別警報発令時	保育時間中に解除された場合	保育を開始します。 保育園内の安全確認や職員の参集時間等を勘案し、保育開始時間等を決定して、一斉メールでお知らせします。 (時間前に登園頂いても保育は実施出来ません)	
南海トラフ地震に 関連する情報(臨時)	南海トラフ地震臨時情報 (調査中)又は (巨大地震注意)発表時	当保育園は「事前避難対象地域外の保育所、認定こども園及び地域型保育事業」に該当するため通常どおり保育を実施します。	
	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)発表時		
避難訓練	非常災害に備えるため、毎月一回、避難、救出、その他必要な訓練を実施します。		
非常災害用備蓄	園児及び職員の一時的な滞在に必要な食料及び飲料水を備蓄するよう努めます。		

第 14 防犯、事故防止のための措置

当園は、利用乳幼児の安全を確保するため、情緒の安定した生活ができる環境を用意し、自己を十分に発揮しながら活動できるようにしています。

万が一事故発生の場合、最低限の応急処置を行い、事故記録簿もつけていきます。

また災害、事故等が発生の場合は速やかに避難を行うことができるよう、避難訓練を実施し、安全に留意した保育所運営を行います。

第 15 虐待の防止のための措置

当園は、園児の人権の擁護、児童虐待の防止のため、虐待防止に関する責任者を選任するとともに、職員に対し研修を実施します。

第 16 苦情等の受付について

当園における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

なお、書面にて苦情を申し出られる方は添付しております「苦情受付書」をご使用下さい。

当園苦情相談窓口	苦情解決責任者 園長 長谷川里美 苦情受付担当者 主任 高橋啓郷
第三者委員	三宅佳代 電話番号 073-436-4123 中村吉成 電話番号 073-461-3424
名古屋市社会福祉協議会 福祉サービス苦情相談センター	名古屋市北区清水4丁目17番1号 電話 052-910-7976 FAX 052-910-7977 <受付> 9:00~12:00、13:00~17:00 (土・日・祝・年末年始を除く)

第 17 その他留意していただきたいこと

個人情報の保護について

- (1) 本園は、就業規則や個人情報保護規程で個人情報保護の規定を定めており、それに沿って、個人情報を厳重に管理します。
- (2) 教育・保育の提供に当たって職員が知り得た個人情報、秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。

※この重要事項説明書の内容は、令和8年4月1日現在の情報です。